○厚生労働省令第百四十七号

官

木曜日 一行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十条第一項及び第首四十九条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八年日)第七十九条第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令を次のように定める。 十号)第七十九条第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令を次のように定める。 一行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十条第一項及び第七十二条第一項(これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十条第一項及び第七十二条第一項(これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十条第一項及び第七十二条第一項(これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第一十分の元(1000年)の一部の施

改

正

後

改

正

前

第 |条 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号。(保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正)| 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令 以下 「療担規則」という。)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第三条保険医療機関は、 を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。 いずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただ (受給資格の確認等) 子資格確認(以下「電子資格確認」という。) 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下 緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、 患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、 法 という。)第三条第十三項に規定する電 療養の給付 次に掲げる りでない。 (受給資格の確認等)

第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、 うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行下「電子資格確認」という。又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格下「電子資格確認」という。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規定する電子資格確認(以(会務資格の福祉等) 官

条

療担規則の一部を次の表のように改正する。

第三条 2

(略)

略)

(受給資格の確認等)

改

正

後

患者の提出する被保険者証

三 保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法(当該患者が当該保険医療 組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、 る。)を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受け 機関から療養の給付(居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限 てから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。) (保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、保険者に対し、 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報 電子情報処理

2 場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた 掲げる方法により」とする。 号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第一号又は第三号に

(号外第 251 号)

 $\frac{3}{4}$ 略)

(読替規定)

第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被

(略)	二号 第三条第一項第	一号 第三条第一項第	(略)	第一欄
(略)	被保険者証	子資格確認 (基」という。)第三条 (法」という。)第三条 (法」という。)第三条 (対する電) (対するで) (対する) (対す。) (対する) (対する) (対する)	(略)	第二欄
(略)	受給資格者票 (特別療 養費受給票を含む。第	健康保険法(大正十一 年法律第七十号。以下 「法」という。)第三条 第十三項に規定する電 子資格確認	(略)	第三欄
(略)	被保険者証	電子資格確認 電子資格確認 電子資格確認 電子資格確認 電子資格確認	(略)	第四欄

(新設)

(新設)

場合における前項の規定の適用については、同項中「という。)又は患者の提出する被保険者証 とあるのは 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた 「という。)」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」

2

3 4 略)

(読替規定)

とする。

第二十四条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、 げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。 保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲 の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被

(略)		第三条第一項	(略)	第一欄
(略)	被保険者証	健康保険法 (大正十一 年法律第七十号。以下 「法」という。)第三条 第十三項に規定する電 子資格確認	(略)	第二欄
(略)	受給資格者票 (特別療養費受給票を含む。第	世康保険法 (大正十一 年法律第七十号。以下 「法」という。)第三条 第十三項に規定する電 第十三項に規定する電	(略)	第三欄
(略)	被保険者証	電子資格確認 年法律第七十三号。以 年法律第七十三号。以 下「法」という。第二 下 「法」という。第二 下 「法」という。第二 下 「法」という。第二	(略)	第四欄

(略)

(受給資格の確認等)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第三条

2 略) 2

場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第

患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた

|一号又は第四号に掲げる| と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第二号又は第四号に

 $\frac{3}{4}$

略

掲げる方法により」とする。

改

正

後

第

3 前項の規定は、 医療機関及び同令附則第三条の五第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、 十六号)附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三 適用しない

(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正

第三条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号。

3 4 用しない。 及び同令第六条第 十六号)第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険医療機関 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三 略 一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、 適

以下「薬担規則」という。)の一部を次の表のように改正する

出する処方箋が健康保険法(大正十一年法律第七十号。 の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、 養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由 各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師(以下 三条 (以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提 「保険医等」という。)が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療 (処方箋の確認等) 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者 以下 「法」という。)第六十三条第三項 療養 第

保険医等が交付した処方箋

官

法第三条第十三項に規定する電子資格確認 。 以 下 「電子資格確認」という。)

患者の提出する被保険者証

四 険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法(当該患者が当該保険薬局か 当該保険薬局から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場 ら療養の給付(居宅における薬学的管理及び指導に限る。)を受けようとする場合であつて、 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、 険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織 当該保険薬局が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報 あらかじめ照会を行い、 (保

(処方箋の確認等)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

出する処方箋が健康保険法 養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由 の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。 によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、 する電子資格確認(以下 三条 各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師 (以下単に「患者」という。)から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提 「保険医等」という。)が交付した処方箋であること及びその処方箋、法第三条第十三項に規定 保険薬局は、 被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者 「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証によつて療 (大正十一年法律第七十号。 以下「法」という。)第六十三条第三項 以 下

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 場合における前項の規定の適用については、同項中「その処方箋、 つて」とあるのは る電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証」とあるのは 「法第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた 「事由によつて電子資格確認により」とする 「電子資格確認」という。)」と、「事由によ 法第三条第十三項に規定す

 $\frac{3}{4}$ 略) 官

4

(略)

において「電子資格確認」という。)

の方法によって、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、次に掲げるいずれか

(受給資格の確認)

改

正

後

緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない指定訪問看護を受けようとする 者であって、指定訪問看護を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認(第三号

(読替規定)

第十一条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の る字句とそれぞれ読み替えるものとする。 険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げ 表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保

(略)	(削る)	(略)	第一欄
(略)	(削る)	(略)	第二欄
(略)	(削る)	(略)	第三欄
(略)	(削る)	(略)	第四欄

第十一条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の 険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げ 表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保 る字句とそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	第三条第一	(略)	第一欄
(略)	定する電子資	(略)	第二欄
	格確認三項に規		第
(略)	定する電子資格確認法第三条第十三項に規	(略)	三欄
(略)	定する電子資格確認法第二条第十二項に規	(略)	第四欄

第四条 薬担規則の一部を次の表のように改正する。

第三条 3 定は、適用しない。 薬局及び同令附則第三条の五第一項の規定により届出を行つた保険薬局については、 十六号)附則第三条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三 (処方箋の確認等) 改 正 後 前項の規 3 第三条 (処方箋の確認等 改

同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険薬局については、 十六号)第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三 略) 前項の規定は、適用しない。

正

前

(傍線部分は改正部分)

第五条 (指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正) 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号。以下「訪看基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

4

(傍線部分は改正部分)

改 正 前

第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、次に掲げるいずれか の方法によって、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。 (受給資格の確認)

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第十三項に規定する電子資格確認

(新設)

該者が当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であって、当該指定 あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法(当 険者の資格に係る情報 (保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用いて、保険者 る場合に限る。 訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な指定訪問看護を受けてい に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、 当該指定訪問看護事業者が、過去に取得した当該指定訪問看護を受けようとする者の被保

29

(傍線部分は
(線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分) では、指定訪問看護の提供を求められた場合は、次に掲げるいずれかまでは、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、次に掲げるいずれかで、 では、近には、次に掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに掲げるいずれが、 では、かに、 では、かに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
口以上次工

附 則

行期日)

第一条 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。 附則第二条及び第四条の規定 第六条並びに附則第三条及び第五条 第二条及び第四条の規定 令和六年四月一日 公布の日 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

(令和五年法律第四十八号)

附則第一条第二号の政令で定

(受給資格の確認等に係る経過措置)

木曜日

官

三

る日

第二条 又は第五条の規定による改正前の訪看基準第八条の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の療担規則第三条第一項第三号、第三条の規定による改正後の薬担規則第三条第71条 保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正前の療担規則第三条第一項、第三条の規定による改正前の禁 の規定による改正後の訪看基準第八条第三号に掲げる方法によって、 療養の給付又は指定訪問看護を受ける資格があることを確認することができる。 二項第四号又は第五条業担規則第三条第一項

第三条 い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に共されるものをいう。ここ录、電子青最正理主義と同じ、「清明し、「清明します」であって、電子計算機によっては認識することができな項において「指定訪問看護ステーション」という。)であって、当該指定訪問看護事業者が、あらかじめ、その旨を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな項において「指定訪問看護の正後の訪看基準第八条第二項及び第三項の規定は、次の表の上欄に掲げる指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所(以下この条及び附則第五条第二に条)第六条の基では、近による改正後の訪看基準第八条第二項及び第三項の規定は、次の表の上欄に掲げる指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所(以下この条及び附則第五条第二 、次項及び附則第五条において 方式で作られる記録であって、 「地方厚生局長等」という。) に届け出たものについて、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長 同表の下欄に掲げる期間においては、 適用しない。

令和 **5** 年 **11** 月 **30** 日 四 三 Ŧi. ンすのい 、であって、当該事業を行う者による当該体制の整備に係る作業が完了していないものある。日本語では解されたものに限る。を締結している指定訪問看護事業者の指定訪問看護ステーショの目の前々月の末日までに締結されたものに限る。を締結している指定訪問看護事業者の指定訪問看護な受ける。間で当該体制の整備に係る契約(附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)の属い。 おいま でいっぱい できる体制の整備に係る事業を行う者と指定訪問看護を受けようとする者が健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」と指定訪問看護を受けようとする者が健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」と ることができる体制を整備することが特に困難な事その他指定訪問看護を受けようとする者が電子資格 廃止又は休止に関する計画を定めている指定訪問看護ステーション 改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている指定訪問看護ステーショ 電子資格確認に必要な電気通信回線 (光回線に限る。)が整備されていない指定訪問看護ステーション 情がある指定訪問看護ステーショ確認によって指定訪問看護を受け うる資格があることの確認を受 月を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日上欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は第三 当該改築の工事中である施設におい 廃止又は休止するまでの間 欄の特に困難な事情が解消されるまでの間 の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間 て指定訪問看護の提供を行っている間 日 1までの間|||号施行日から起算して六

- 2 いてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局長等に提出するものとする。 指定訪問看護事業者は、前項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、 同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことにつ 当該分室を経由して行うものとする。
- 3 第一項の届出は、当該指定訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、

第四条 前条第一項の表の上欄に掲げる指定訪問看護ステーションの指定訪問看護事業者は、 (資料の提供) 第三号施行日前においても、 同条の規定の例により、 その届出を行うことができる。

第五条 地方厚生局長等は、指定訪問看護に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、第六条の規定による改正後の訪看基準第八条第二項及び第三項の規定並びに前二条に関して必要な資 料の提供を求めることができる。

規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、 看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、 問看護ステーションの名称、 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、指定訪問看護事業者において指定訪問看護を受けようとする者が電子資格確認によって指定訪問 所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二十四条第一項第一号に 前二条に規定する届出を行った指定訪問看護事業者の届出に係る指定訪